

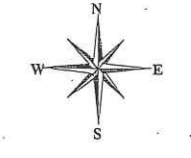
請求部	所在	栃木市国府町字宿				地番	710番1			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治11年3月				備付年月日(原図)		補事項			



2024/07/01 19:18 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年2月9日	不動産番号	0604000309305
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	栃木市国府町字宿			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
710番1	宅地	973:22		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項	
			:	の規定により移記	
			:	平成12年2月9日	

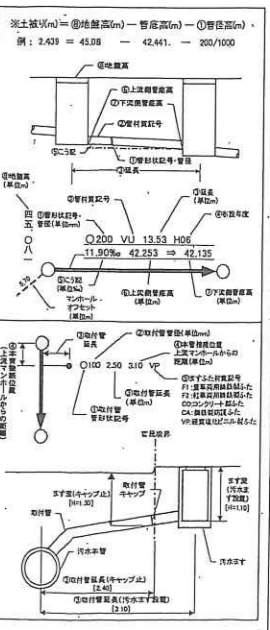
栃木市下水道台帳図



縮尺1,000分の1

下水道施設凡例		
記号	種別	概要
→	公共下水道(汚水)	公共下水道
→	集約排水	集約排水
→	汚水幹線	汚水幹線
→	汚水枝線	汚水枝線
→	真空管	真空管
→	汚水幹線圧送管	汚水幹線圧送管
→	汚水枝線圧送管	汚水枝線圧送管
○	小型マンホール	小型マンホール
○	8号マンホール	8号マンホール
○	1号マンホール	1号マンホール
○	2号マンホール	2号マンホール
○	3号マンホール	3号マンホール
○	4号マンホール	4号マンホール
○	5号マンホール	5号マンホール
○	6号マンホール	6号マンホール
○	レジン小型マンホール	レジン小型マンホール
○	塩ビ製小型マンホール	塩ビ製小型マンホール
○	2号マンホール	2号マンホール
○	特殊マンホール	特殊マンホール
○	馬ていマンホール	馬ていマンホール
○	特号マンホール	特号マンホール
○	不明マンホール	不明マンホール
○	1号真空ユニット	1号真空ユニット
○	2号真空ユニット	2号真空ユニット
○	4号真空ユニット	4号真空ユニット
○	CPユニット	CPユニット
×	区間弁	区間弁
×	真空管引き上げ接続	真空管引き上げ接続
×	自動吸気弁	自動吸気弁
○	副管付マンホール	副管付マンホール
○	マンホールポンプ	マンホールポンプ
○	起点マンホール	起点マンホール
○	終点マンホール	終点マンホール
→	汚水止	汚水止
→	汚水取付管キャップ止	汚水取付管キャップ止
○	室内真空ユニット	室内真空ユニット
○	1号真空ユニット	1号真空ユニット

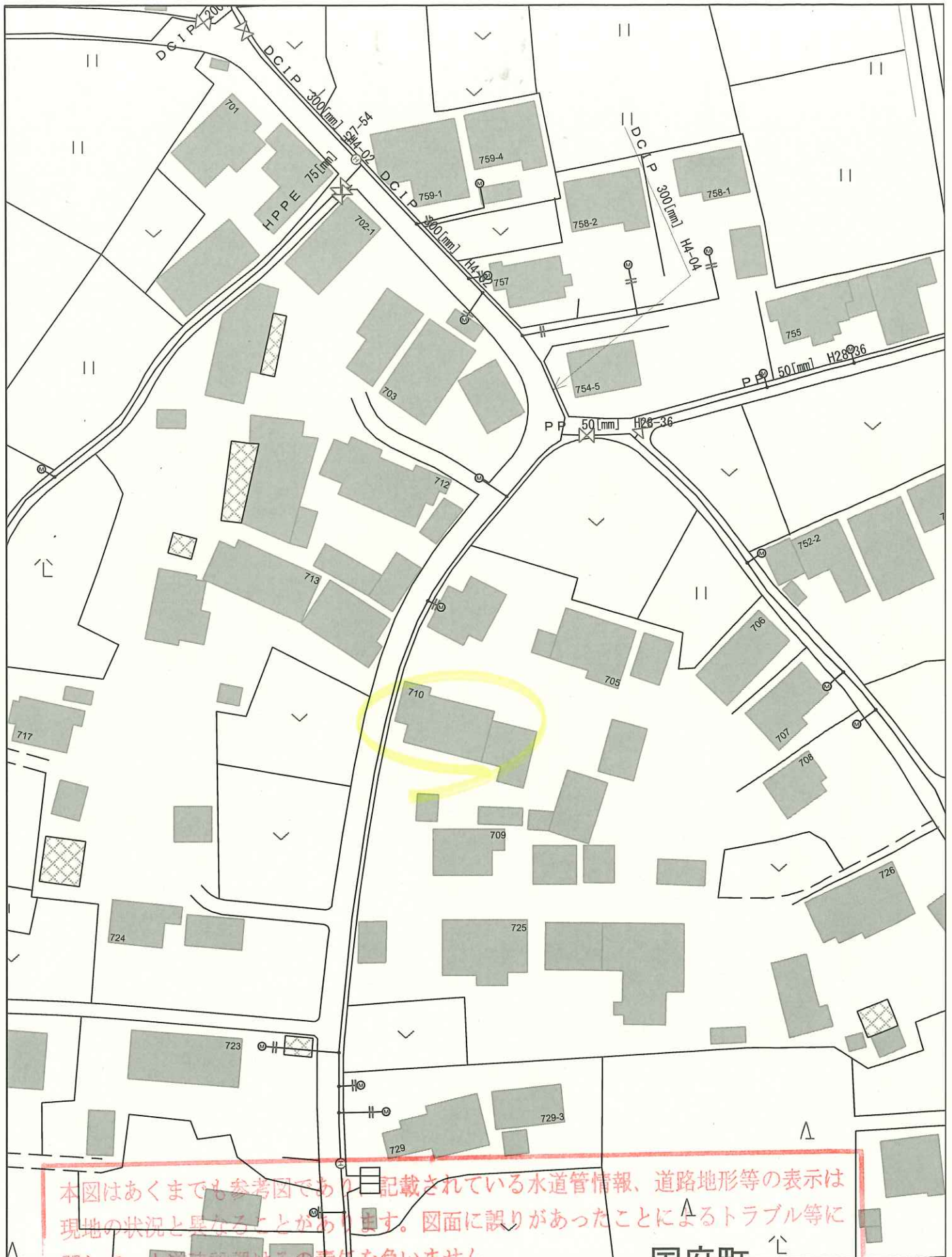
流域下水道施設凡例		
記号	種別	概要
→	流域下水道	流域下水道
→	流域下水道圧送管	流域下水道圧送管
○	流域下水道接続点	流域下水道接続点
○	流域下水道マンホール	流域下水道マンホール



座標系 第四系(日本測地系2000)
X=-5,400,222 Y=43,735,341

国府町付近

この下水道台帳図は、工事竣工図を基に作成したものであり現地の下水道施設と必ずしも整合するものではありません。この場合は、現地を優先します。



本図はあくまでも参考図であり、記載されている水道管情報、道路地形等の表示は現地の状況と異なることがあります。図面に誤りがあったことによるトラブル等に関し、水道建設課はその責任を負いません。

1,000分の1



栃木市上下水道局 水道建設課 給水係 ☎ 0282-25-2105

線引前建築物既得権確認シート

法第29条及び第43条の規制の対象とならない行為で、都市計画法上の手続きなしに建築行為を行うことができる。(属人性なし)

項目	内容	判定	資料
土地の要件	昭和45年10月1日以前から宅地であり、かつ現在も宅地であること		公図 土地の登記簿謄本 土地の評価証明（現在）
建物の要件	昭和45年10月1日以前に建築された建物で、現在も建物があること		土地の宅地証明（S45年度） 建物の登記簿謄本 建物評価証明（現在） 現況図 現況写真 その他
敷地の要件	昭和45年10月1日現在の敷地を変更しないこと		土地利用計画図 求積図
用途の要件	昭和45年10月1日現在の建物の用途を変更しないこと		建物平面図 建物立面図 その他
規模の要件 （専用住宅を除く）	増改築後の延床面積が、昭和45年10月1日現在の延床面積の1.5倍以内であること		
構造の要件	昭和45年10月1日現在の建物の構造を著しく変更しないこと		
接道の要件	建基法に基づく道路に接道していること		

※当該地が旧栃木市内の場合、昭和45年の土地評価証明については、市 税務課にて取得可能な土地証明願を添付してください。

建築物の形態規制の概要
(用途地域)

栃木市都市建設部建築指導課 令和3年4月1日現在

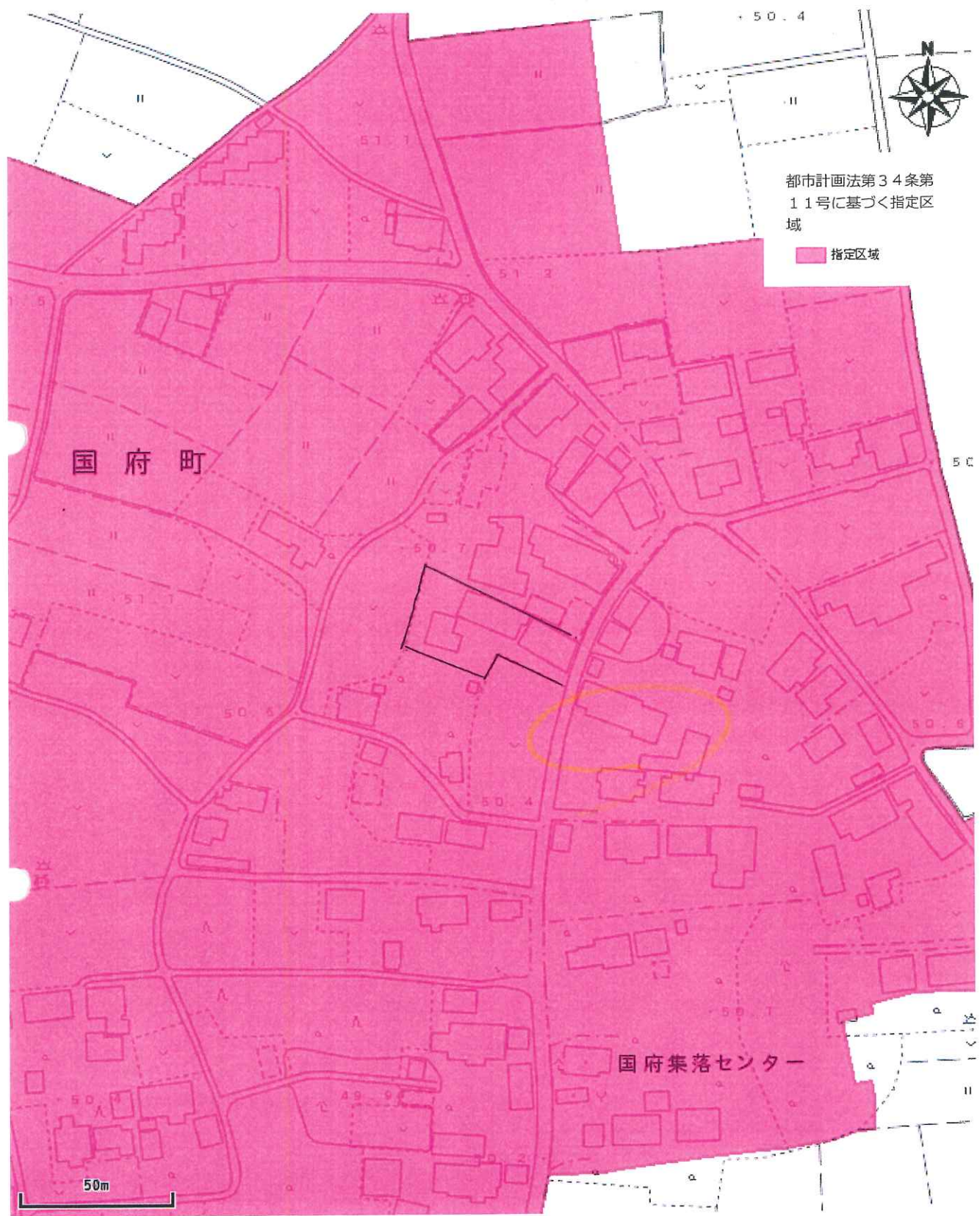
※本表は、建築基準法における形態規制の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
詳細については建築基準法によります。

用途地域	法第52条		法第53条 建ぺい率 (%)	法第53条 の2 敷地面積 の 最低限度 (㎡)	法第54条 外屋の 後退距離 (m)	法第55条 高さの限度		(法別表第3) 法第56条1項1号 道路斜線制限		法第56条1項2号 隣地斜線制限		法第56条1項3号 北側斜線制限		(法別表第4) 法第58条の2 日影規制			
	容積率 (%)	道路12m 未満に 乗する 係数				最高高さ (m)	軒の高さ (m)	適用距離 (m)	勾配	立上り (m)	勾配	立上り (m)	勾配	制限を受ける 建築物	平均地盤 からの高さ (m)	境界線から 5mを超え 10m以内の 時間(h)	境界線から 10mを超える 時間(h)
第一種低層住居専用地域	60	(0.4)	40	—	—	10	—	20	1.25	—	—	5	1.25	軒高さ7m超 又は地階を除く 階数3以上	1.5	3	2
	80		50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	200	0.4	60	—	—	—	—	20	1.25	20	1.25	—	—	高さ10m超	4	4	2.5
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	200	0.4	60	—	—	—	—	20	1.25	20	1.25	—	—	高さ10m超	4	5	3
近隣商業地域	200	(0.6)	80	—	—	—	—	20	1.5	31	2.5	—	—	高さ10m超	4	5	3
	300													0.6	—	—	—
商業地域	400	0.6	80	—	—	—	—	20	1.5	31	2.5	—	—	—	—	—	—
準工業地域	200	(0.6)	60	—	—	—	—	20	1.5	31	2.5	—	—	高さ10m超	4	5	3
工業地域 工業専用地域	200	(0.6)	60	—	—	—	—	20	1.5	31	2.5	—	—	—	—	—	—
用途地域の指定のない区域	200	(0.6)	60	—	—	10 ※1)	—	20	1.5	20	1.25	—	—	高さ10m超	4	5	3

※1) 栃木市開発許可等審査基準による。

都市計画法第34条第11号に基づく指定区域

令和6年4月1日施行



出図日時: 2024-04-13 17:28:08